



コバトン



令和 6 年度病虫害発生予察注意報第 7 号

令和 6 年 8 月 8 日
埼玉県病虫害防除所

県内のシロイチモジヨトウのフェロモントラップへの誘殺数が、調査 4 地点中の 3 地点で多く、平年及び準平年との比較ができる 3 地点中の 2 地点で平年を大きく上回っています。この 2 地点では多発した昨年より多くなっています※。すでに、ネギやダイズで幼虫による食害が確認されています。

本虫は野菜、花きを中心として 60 種類以上の作物を加害するため、今後ブロッコリー等への被害も懸念されます。

とくに、ネギでは幼虫が葉身内へ食入してしまうと、薬剤の効果が低下するため、被害を確認したら直ちに防除を実施しましょう。

※今年度よりフェロモントラップの種類を粘着トラップからファネル型トラップに変更していますが、その影響を加味しても誘殺数が多い状況です。

作物名 ネギ、ブロッコリー、ダイズ
病虫害名 シロイチモジヨトウ

1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

2 注意報発表の根拠

- (1) 病虫害防除所が設置したシロイチモジヨトウのフェロモントラップへの雄成虫誘殺数が、4 地点中 3 地点で多い。平年及び準平年との比較が可能な 3 地点中の 2 地点では平年を大きく上回って推移し、注意報を出した昨年を上回る増加傾向が見られる（図）。
- (2) 8 月 1 日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう 1 か月の気温は高いと予想されており、今後の本虫の活動がさらに活発になることが予想される。
- (3) ネギおよびダイズほ場において、幼虫による食害が確認されている。今後、定植期となるブロッコリー等の他作物でも被害拡大が懸念される。

3 防除対策等

- (1) 早期発見に努め、卵塊やふ化直後の 1～2 齢幼虫の集団を見つけたら速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。

- (2) 幼虫が作物内に食入すると薬剤の効果が低下するため、被害を確認したら直ちに防除を実施する。
- (3) 老齢幼虫に対しては薬剤の効果が低下するため、薬剤散布は若齢幼虫のうちに実施する。また、抵抗性害虫の発生を避けるため、作用機構が同じ薬剤の連用を避ける(表1～3)。

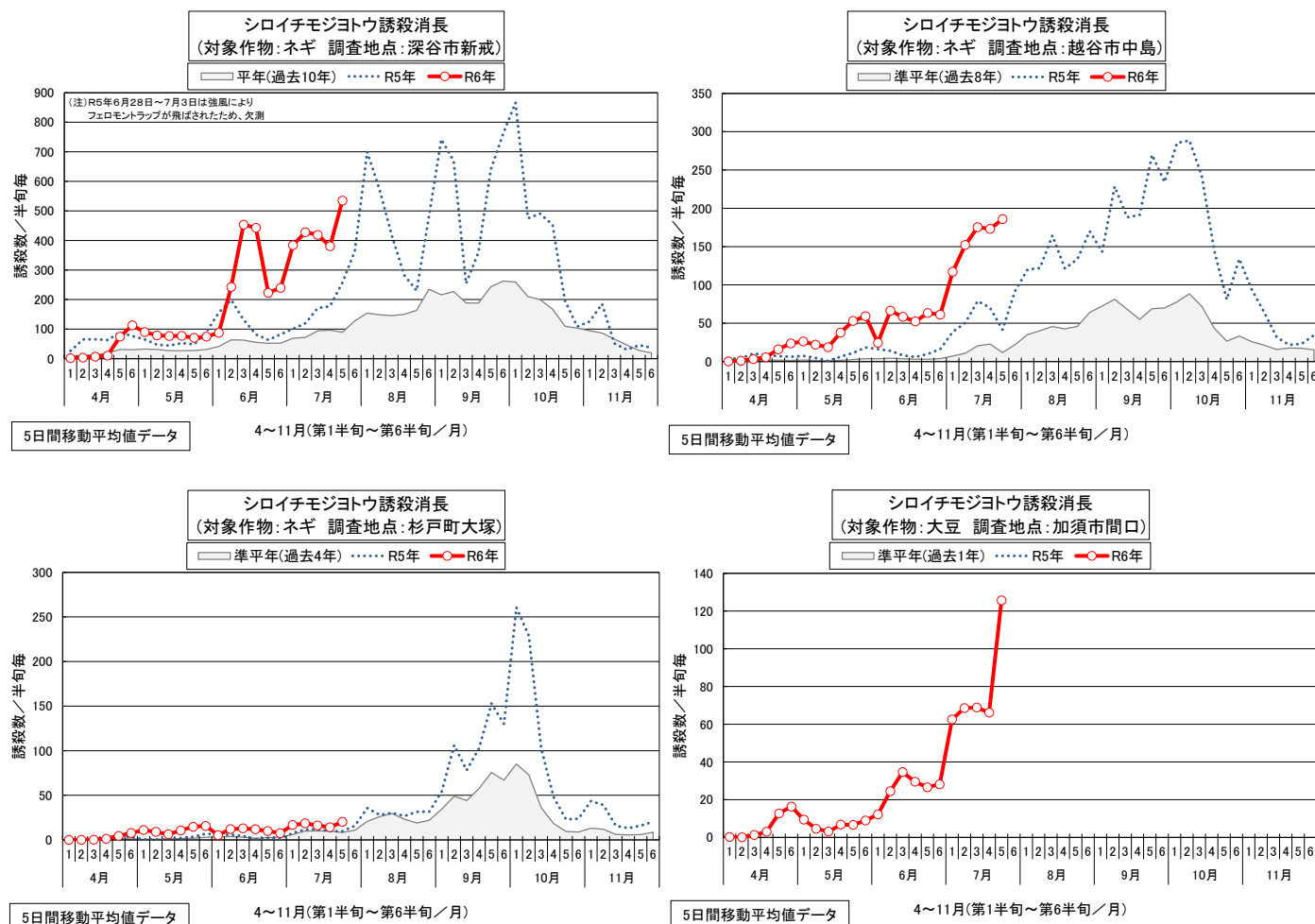


図 シロイチモジヨトウ誘殺消長(左上:深谷市、右上:越谷市、左下:杉戸町、右下:加須市※) ※加須市はR6年からの調査のため当年データのみ



写真1 ふ化直後のシロイチモジヨトウ若齢幼虫(ネギ葉)



写真2 ネギを食害するシロイチモジヨトウ中齢幼虫



写真3 ブロッコリー葉を食害する
シロイチモジヨトウ老齢幼虫



写真4 ダイズ葉を食害する
シロイチモジヨトウ老齢幼虫

表1 ネギのシロイチモジヨトウの防除薬剤例

薬 剤 名	I R A C コード	使用時期	使用 回数
アディオン乳剤	3 A	収穫7日前まで	3回以内
スピノエース顆粒水和剤	5	収穫3日前まで	3回以内
アフームエクセラ顆粒水和剤	6、1 5	収穫7日前まで	3回以内
コテツフロアブル	1 3	収穫7日前まで	2回以内
ロムダンフロアブル	1 8	収穫7日前まで	3回以内
トルネードエースD F	2 2 A	収穫14日前まで	2回以内
ベネビアOD	2 8	収穫前日まで	3回以内
グレースシア乳剤	3 0	収穫7日前まで	2回以内

(使用基準は令和6年7月24日現在)

表2 ブロッコリーにおけるシロイチモジヨトウの防除薬剤例

薬 剤 名	I R A C コード	使用時期	使用 回数
ディアナSC	5	収穫前日まで	2回以内
アニキ乳剤	6	収穫3日前まで	3回以内
ジャックポット顆粒水和剤	1 1 A	発生初期 但し、収穫前日まで	—
コテツフロアブル	1 3	収穫3日前まで	2回以内
ブロフレアSC	3 0	収穫前日まで	3回以内

(使用基準は令和6年7月24日現在)

表3 ダイズにおけるシロイチモジヨトウの防除薬剤例

薬 剤 名	I R A C コード	使用時期	使用 回数
プレオフロアブル	UN	収穫7日前まで	2回以内
デルフィン顆粒水和剤	1 1 A	発生初期 但し、収穫前日まで	—

(使用基準は令和6年7月24日現在)

＜農薬使用上の注意事項＞

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度確認する。特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）で確認できる。
農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！（令和6年5月1日～8月31日）

- 4 問合せ先
埼玉県病虫害防除所 電話：048－539－0661